

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年9月20日(2007.9.20)

【公開番号】特開2006-43159(P2006-43159A)

【公開日】平成18年2月16日(2006.2.16)

【年通号数】公開・登録公報2006-007

【出願番号】特願2004-228801(P2004-228801)

【国際特許分類】

**A 6 3 F 7/02 (2006.01)**

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 2 0
A 6 3 F	7/02	3 0 4 D
A 6 3 F	7/02	3 0 4 Z
A 6 3 F	7/02	3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月1日(2007.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の契機に基づき所定の抽選を行い、その抽選結果において特別条件を満たす場合には、遊技者に有利な特別遊技状態を導出可能に構成するとともに、前記抽選結果に応じて前記特別遊技状態終了後の遊技における遊技モードを、少なくとも通常モードと、それよりも価値の高い特別モードとの間で切換可能に構成するとともに、初期化時における遊技モードが通常モードとなるよう構成してなる遊技機であって、

電源の供給が遮断された場合に、少なくともそのときの遊技モードを記憶維持しておく記憶維持手段と、

電源の供給が再開された場合に、前記記憶維持された遊技モードにて遊技を開始させる復帰手段と、

所定のクリヤ操作が行われた場合、前記記憶維持された遊技モードに関わらず、少なくとも遊技モードを初期化するリセット手段と、

少なくとも遊技モードに関する情報を視覚態様及び聴覚態様のうち少なくとも一方の態様で教示可能な視聴覚教示手段と

を備え、

遊技モードが前記通常モードの場合、前記視聴覚教示手段が第1の態様をとり、

遊技モードが前記特別モードの場合、前記視聴覚教示手段が第2の態様をとるよう構成するとともに、

電源の供給が再開された場合であって、前記記憶維持された遊技モードが特別モードである場合には、前記視聴覚教示手段が前記第1及び第2の態様とは異なる第3の態様をとるよう構成したことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

識別情報を変動表示可能な可変表示装置を備え、所定の契機に基づき所定の抽選を行い、その抽選結果において特別条件を満たす場合には、前記識別情報を特定の態様にて表示せしめ、遊技者に有利な特別遊技状態を導出するよう構成するとともに、前記特定の態様の種類により前記特別遊技状態終了後の遊技における遊技モードを、少なくとも通常モード

ドと、それよりも価値の高い特別モードとの間で切換可能に構成するとともに、初期化時における遊技モードが通常モードとなるよう構成してなる遊技機であって、

電源の供給が遮断された場合に、少なくともそのときの遊技モードを記憶維持しておく記憶維持手段と、

電源の供給が再開された場合に、前記記憶維持された遊技モードにて遊技を開始させる復帰手段と、

所定のクリヤ操作が行われた場合、前記記憶維持された遊技モードに関わらず、少なくとも遊技モードを初期化するリセット手段と、

少なくとも遊技モードに関する情報を視覚態様又は聴覚態様で教示可能な視聴覚教示手段と

を備え、

遊技モードが前記通常モードの場合、前記視聴覚教示手段が第1の態様をとり、

遊技モードが前記特別モードの場合、前記視聴覚教示手段が第2の態様をとるよう構成するとともに、

電源の供給が再開された場合であって、前記記憶維持された遊技モードが特別モードである場合には、前記視聴覚教示手段が前記第1及び第2の態様とは異なる第3の態様をとるよう構成したことを特徴とする遊技機。

#### 【請求項3】

電源の供給が継続され、かつ、遊技モードが特別モードであり、かつ、遊技が行われない状態が所定時間経過した場合にも、前記視聴覚教示手段が前記第3の態様をとるよう構成したことを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

#### 【請求項4】

少なくとも電源の供給が再開された場合であって、それまでの電源の遮断時間が少なくとも規定時間以下であった場合には、前記記憶維持された遊技モードが特別モードであつたとしても、前記第3の態様をとるのを禁止する禁止手段を設けたことを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載の遊技機。